# ＪＣＱＡ

*JAPAN CHEMICAL QUALITY ASSURANCE LTD.*

| | |
|---|---|
| 品質マネジメントシステム | ISO　9001　（JIS　Q　9001） |
| 環境マネジメントシステム | ISO　14001（JIS　Q　14001） |
| 食品安全マネジメントシステム | ISO　22000 |
| エネルギーマネジメントシステム | ISO　50001 |
| 労働安全衛生マネジメントシステム | OHSAS　18001 |

# 受審の手引き

管-DC-２-５０３-０８-００

# 受審の手引き

## （QMS、EMS、FSMS、EnMS、OHSMS）

はじめに

このガイドは、組織（受審組織）の品質マネジメントシステム（以下 QMS という）、環境マネジメントシステム（以下 EMS という）、食品マネジメントシステム（以下 FSMS という）、エネルギーマネジメントシステム（以下 EnMS という）、労働安全衛生マネジメントシステム（以下 OHSMS という）の認証を日本化学キューエイ株式会社（以下、JCQAという）に申込並びに審査登録委託契約書の締結にあたり、審査プロセス、維持審査、更新審査、認証の授与、一時停止又は取消しに関するプロセスをご理解いただくためのものです。

### 審査及び認証（登録）プロセス

1.　審査登録の手順

認証プロセスを付図（後添）に示します。

1．1　受審照会

JCQAの認証システムを理解したうえで、申請していただくよう、受審申請者からの照会に応じて、認証システムの案内を行います。

- JCQAの QMS、EMS、FSMS、EnMS、OHSMS（以下各種 MS という）認証制度の概要
- 認証プロセス
- 組織及び認証サイトの範囲
- 組織及び認証サイトの事業分野
- 費用の概要
- 申請組織の準備条件

1．2　見積書提出依頼

最初に、各種 MS の中から希望される MS（以下対象 MS という）についての内容を確認し、マネジメントシステム審査費用見積依頼書にて、ご提供いただいた審査登録サイトの人員規模及び活動の複雑度等に関する情報をもとに「審査費用基準」に従って見積書を作成し、提出致します。

1．3　申込受付

見積書を御承諾いただいた後、正式に対象となる MS の審査申込回答書（以下、「申込書」）をご提出いただきます。その際、組織の正当な権限を持つ代表者の署名捺印をお願いいたします。

尚、この申込書は、第1段階審査開始希望日の遅くとも3ヶ月前を目途に提出をお願いいたします。

1．4　審査認証の契約締結

申込書のご提出後、「審査登録委託契約書」（以下、「契約書」）の締結を行います。

JCQAが、所定の契約書を2部用意致しますので、契約の当事者（組織は前述の代表者、JCQAは代表取締役社長）が署名捺印をし、それぞれ1部ずつ保管します。

この契約書は、組織がマネジメントシステム認証業務をJCQAに委託する契約で、両者またはいずれかが契約を解除するまで、自動的に継続されます。

1．5　審査日程の調整

審査日程調整担当からご連絡させて頂きます。具体的な審査日等をご相談下さい。

1．6　審査チームの構成

組織が対象となる MS を受審されるために、JCQA は組織の事業内容、情報資産等を考慮し、十分な力量を持つ

審査チームを構成します。

審査チームを構成するメンバー（審査員、技術専門家）については、事前に氏名、略歴情報を提供して組織のご承諾を頂きます。

メンバーについて異議がある場合は、正当な理由を明示して管理部あてに申し立てることが可能です。

1．7　事前調査（オプション）

組織を訪問して調査する予備的な確認です。

1．8　第1段階審査と第2段階審査（初回の審査）

初回は、第1段階審査と第2段階審査の二段階で実施します。第1段階審査は、文書審査及び現地審査からなり、第2段階審査の2～3ヶ月前に行います。受審者に事前にご提出していただく書類は別添表（最後ページ）を参照ください。これらの提出を依頼した文書類を審査開始予定日の1ヶ月前までに審査チームリーダーまで送付願います。

審査チームリーダーは、第1段階審査の文書審査及び審査計画を立案します。事前の提出が困難なものは、第1段階審査で組織を訪問したときに文書の審査を行います。

(2)　第1段階審査

第1段階審査は、組織の審査対象MS準備状況を把握することにより、第2段階審査計画の焦点を定めることが目的です。

組織の審査対象 MS が完成した段階で、審査チームが組織を訪問し、次のことを確認します。

- マネジメントシステム文書審査
- 規格要求事項について組織の準備状況及び理解度の確認（マネジメントシステムの主要なパフォーマンス、重要な側面、プロセス、目的及び運用など）
- 適用範囲、プロセス及び依頼組織の所在地の確認
- 関連する法規制に関わる側面とその順守状況（法的側面、関連リスクなど）
- 所在地及び事業所固有の条件を確認し、第2段階審査計画の詳細の合意
- 対象 MS の重要な部分の運用を確認し、第2段階審査の焦点の明確化
- 内部監査及びマネジメントレビューの計画・実施状況　及びマネジメントシステムの実施の程度が第2段階審査の準備が整っていることの確認

機密情報又は取扱いに特に注意を要する情報を含んでいるため、審査チームが注意すべき対象MSの記録、情報及びサイトがある場合は、その旨お知らせください。

JCQAは、これらの記録、情報及びサイトがなくても対象MSの適切な審査が可能かを判断しますが、これらの機密情報又は取扱いに注意を要する記録、情報及びサイトのレビューなしでは対象MSの審査を適切に行えないという結論に達した場合には、記録、情報及びサイトに対する適切なアクセスの手配を組織が容認するまで認証審査を実施しない、或いは該当部分について可能な場合、認証範囲から除外することがあります。

第２段階審査において、不適合として分類される可能性が懸念される事項について「第1段階審査観察事項（現地審査）」としてまとめ、第1段階審査のクロージングミーティングで報告します。第２段階審査においても是正が確認できなかった場合は、不適合もしくは軽欠点として指摘し、是正もしくは是正の計画を書面で確認後に認証登録の推薦をします。

(3)　第2段階審査

受審組織が自ら定めた基本方針、目的、及び手順を順守しているか、対象MS規格のすべての要求事項に適合しているか、並びに対象MSが依頼組織の基本方針及び目的を実現しつつあるかを、客観的な証拠と実績に基づいて確認します。

第2段階審査にあたってはそれ以前に内部監査、マネジメントレビューが少なくとも1回は実施されていることが要件です。

第2段階審査では、組織の次の事項に焦点を当てた審査を行います。

- 対象MS規格、関連基準文書に関する全ての要求事項に対する適合についての評価
- 法的要求事項の順守に関する受審組織のマネジメントシステムと順守状況の評価（EMS、FSMS、EnMS、OHSMS）
- 受審組織の製造／サービス等のプロセスの運用状況
- 内部監査及びマネジメントレビューの実施結果及び有効性に関する審査
- 受審組織の対象MSの方針に対する経営層の関与と責任
- 受審組織の規定、対象MS規格に整合した方針、目的及び目標、適用される法的要求事項、責任、要員の力量、運用手順、運用結果に関するデータ、内部監査の所見・結論関連事項

第2段階審査では、規格要求事項への適合状況を審査チームがまとめ、クロージングミーティングで登録推薦の可否についての所見を含めた「審査一次報告書」を提出いたします。

(4)　観察された指摘についてのご対応

「不適合」が観察された場合

マネジメントシステム規格の要求事項が満たされていない、あるいは、意図されたアウトプットが達成されておらずマネジメントシステムの能力について重大な疑いを生じさせる状況。直ちに修正及び是正処置の確認後、登録の推薦を行います。

「軽欠点」が観察された場合

組織のマネジメントシステムが規格の要求事項又は組織が意図した目的に対して実効面で疑義はあるが、直ちに、有害な影響を及ぼす懸念はない場合。例えば、文書の部分的不備、実施記録が不十分、一時的過誤、錯誤による法違反で修正処置が完了した事項等。軽欠点の修正及び是正処置の計画を文書で提示して頂きその確認後、登録の推薦をします。次回の審査にて指摘内容に対する是正処置の確認をします。

「改善の機会」が観察された場合

不適合事項、軽欠点事項以外の審査所見で、マネジメントシステムの改善がマネジメントシステムの更なる有効性の向上に結びつくと審査チームが判断したもの。
欠点ではないので、是正/修正処置は組織の判断で実施するか否かを決定する。

(5)　審査報告書

審査チームが帰任後、JCQAで報告書を確認し、第1段階審査で「第1段階審査観察事項」、第2段階審査で「審査一次報告書」等を提出します。審査のフォローアップ後に「総括審査報告書」として提出いたします。

この審査報告書は、次の情報が含まれています。

- 文書レビューの要約を含む審査の詳細
- 依頼組織の対象MS規格要求事項に関する認証審査の詳細
- 審査工数の合計、並びに文書レビュー、規格の求める主要な要求事項に関する適合性、現地審査、審査報告書の作成に要した時間の内訳
- 審査で使用した調査項目、それらを選択した根拠及び採用した手法
- 審査対象範囲（例えば、認証要求事項及び審査したサイト）
- 追跡した重要な審査証跡及び使用した審査方法
- 肯定的（例えば、注目すべき特性）及び否定的（例えば、潜在的な不適合）両方の観察事項
- 不適合の詳細
- 対象MS規格の認証要求事項に対する適合性の見解。これには、不適合についての明確な表明、適用宣言書の版の引用、及び該当する場合には以前の認証審査結果との有益な比較

注:　審査報告書の所有権はJCQAにあります。JCQAの了解なく再配付することはお断りします。

2.　認証（登録）の授与

2．1　JCQA 登録委員会（以下登録委員会という）における審査結果の判定

認証の判定は公平に行われます。登録委員会のメンバーは半数が外部の学識経験者等で構成し、中立的な

立場で判定を行います。

判定結果の区分は次の通りです。

- 合格　　（認証書を発行し、登録の公表を行います。）
- 条件付合格（条件を文書で通知します。）
- 不合格　　（対象MSの再構築をお願いします。）

判定結果は、JCQAから組織に通知します。条件付合格、不合格は、その理由も通知します。

2．2　　認証、認証書の発行及び公表

(1)　　認証書の発行

JCQAは、組織に次の事項が明示された有効期間3年の認証書を発行します。

- 認証組織の名称、住所及び認証範囲
- 登録番号、登録日、発行日および有効期限
- 適用規格
- 認定機関シンボル

(2)　　認証の公表

JCQAは次の事項をJCQA、日本適合性認定協会（以下 JAB という、QMS、EMS、EnMSを対象）のホームページに公表し、一般の人が閲覧出来るようにします。

- 認証組織の名称、住所及び認証範囲
- 登録番号、登録日、発行日および有効期限
- 適用規格

3.　認証維持の手順（維持、拡大、更新、一時停止又は取消し）

認証された後は、システムの運用による継続的改善を含む認証維持の段階に入ります。

初回審査の「第2段階審査最終日」を基準日（JCQA では「起点日」という）として、定期的に維持審査、更新審査及び 必要に応じて特別審査、短期予告審査を受審していただきます。

3．1　　維持審査（サーベイランス審査）

認証組織（登録後の受審組織）のマネジメントシステムが適用規格の要求事項に対し引き続き適合し、かつ、有効に機能していることを確認するため、JCQA 審査チームが6ヶ月毎又は1年毎に認証組織を現地にて審査（維持審査）を行います。

審査項目の概要、実施日などは、その都度前もって、認証組織と協議し合意の上、決められますが、初回認証に続く最初のサーベイランス審査（第1回維持審査）の期日は、第2段階審査の最終日（起点日と称し、クロージングミーティングを持った日）から 12 か月を超えない時期に実施します。

なお第1回更新後（初回審査の 3 年後）のサーベイランス審査は、少なくとも年1回実施します。

3．2　　更新審査（再認証審査）

認証有効期間は 3 年です。第2段階審査（初回登録審査）後に、3年毎に更新のための審査を行います。

審査実施日は、その都度前もって、認証組織と協議し合意の上、決められますが、認証の有効期限内で登録委員会での合格判定が得られるような時機に実施します。審査はすべての要求事項について確認します。

3．3　　拡大審査、特別審査等

認証組織は、審査登録された対象MSに、次のような大きな変更の必要性が生じたときはその内容を「登録内容変更届」に記入し、JCQAに通知して頂きます。「登録内容変更届」様式は JCQA ホームページからダウンロードが出来ます（PDF 版とWORD版で用意しています）。不明な場合はJCQA管理部にお問い合わせ下さい。「更届出」FAXまたは郵送でご送付下さい。

JCQAは変更届の内容に応じ変更点の重要度を評価し、拡大審査等を実施します。維持審査や更新審査実施時期に合わせて実施することがあります。また変更の重要度が大きい場合は必要に応じて、その変更点の規格への適合性、有効性の確認のため特別審査を実施します。

- 認証範囲や登録事業所の変更（拡大、合体等）があった場合。

- 認証範囲にはない新事業の追加があった場合。
- 事業規模の大きな拡大があった場合。
- 認証一時停止中の組織から、一時停止解除の申請があった場合

認証範囲の拡大の実施に当たって、対象MSの認証範囲に影響を及ぼすと判断する場合は、認証組織は事前に内部監査を実施し、規格への適合性について確認しておく必要があります。確認をされない場合は、その妥当性は審査評価の対象となります。

3．4 短期予告審査

JCQAは、次の場合その重要度を評価し、必要に応じて短期予告審査を実施することがあります。

- 認証組織（対象MSに限る）に関して第三者から苦情を受けた場合
- 事故等で正常な企業活動が妨げられるとの情報を受けた場合

## 認証維持の条件

4.　維持、更新審査受審のための準備

4．1 受審準備

維持、更新審査の実施に必要な準備をお願いします。

この準備には、JCQAが行う維持審査、更新審査及び苦情の解決のために必要な、文書の調査並びにすべての場所への立ち入り、記録（内部監査報告書及び対象MSの自主的な見直しの報告書を含む）の閲覧、及び組織との面接のための用意を含みます。

4．2　審査における機密情報の取り扱いに関して

審査対象となる記録に、サイト機密情報又は取扱いに注意を要する情報を含んでいることがあり、審査チームが利用できない記録及びサイトがある場合は報告をお願いします。

JCQAは、これらの記録及びサイトがなくてもMSの適切な審査が可能かを判断しますが、これらの特定された機密情報又は取扱いに注意を要する記録、及びサイトのレビューなしでは審査を適切に行えないという結論に達した場合には適切なアクセスの手配を組織が容認するまで認証審査を実施できない、或いは該当部分について認証範囲から除外することがあります。

5.　認証書、JCQA適合マーク、JAB認定シンボルの使用条件

5．1 認証書

認証組織は認証書に記載された認証範囲を明示することを条件に、認証書を保有していることを公表することができます。

5．2　JCQA適合マーク

認証組織は、JCQAの審査を受けて登録された証として適合マークを次のように認証範囲において使用することができます。

- 認証組織のパンフレットなど広報活動文書への適合マークの印刷、解説文中への引用
- 認証組織の名入り封筒、用紙などへの適合マークの印刷
- 製品カタログの解説文中への引用
- 商品取扱説明書などの解説文中への引用

適合マークは、製品それ自体に貼付したり、製品認証を意味すると解釈されるような使用はできません。また、認証範囲外のサイトが認証されていると第三者に誤解を招くような使用はしないで下さい。

認証書及び適合マークの使い方については、ホームページの「ハンドブック（登録後の手続き）」によりますが、なお明確でない場合には、JCQA登録部にお問い合わせ下さい。

また、認証を引用する場合、JCQAで認証されたことが明確になるように標記してください。JCQA適合マークの使用方法については、JCQAのホームページに「ハンドブック（登録後の手続き）」に定めております。この使用

規定にご同意頂いた上でJCQA適合マークの清刷(電子データ)を発行致します。

5.3 JAB認定シンボル

認証組織は、JCQA適合マークと共に JCQA を認定している認定機関であるJAB認定シンボルを使用することができます。

JAB認定シンボルの使用については、JCQA適合マークと併記し使用することが要求されています。またその使用方法はJCQAのホームページに「ハンドブック(登録後の手続き)」に定めております。この使用規定にご同意頂いた上でJCQA適合マークと併記したJAB認定シンボルの清刷(電子データ)を発行致します。

6. 法令及び規制の順守(QMS、EMS、FSMS、EnMS、OHSMS の場合)

審査では、組織自らが法令及び規制の順守の役割を果たしているという信頼性をサンプリングによって確認するものであり、法規制順守の維持及び評価は、当該組織の責任です。

また、認証組織が、関連する法規制順守を達成するマネジメントシステムをもっていることを検証します。

認証の要求事項への適合の責任をもつのは、認証組織であるということが原則です。

審査チームが法違反または法違反の兆候が観察された場合には、審査チームが当該法違反について、文書で指摘します。認証登録のためにJCQAは追加調査の依頼も含めて、次のような方策のいずれかの処置の実施を組織に求めます。

- 是正処置を行い、法違反を解消する
- 当該違反につき行政当局に報告する
- 改善計画を作成し、行政当局にその計画を提出する

上記いずれかの方策がとられ、是正処置結果をJCQA登録委員会までに当該審査チームが確認できれば、認証の授与、又は認証を継続します。

7. 異議申立て及び苦情

7.1 異議申立て

希望する認証に関して、JCQAが行った次の事項等の不当と考える場合で、決定を再考慮するよう組織が行う要請です。

- 申請受理の拒否
- 審査段階に進むことの拒否
- 是正処置の拒否
- 認証範囲の変更
- 認証の拒否、一時停止又は取消しに関する決定
- その他認証の取得を阻む行為

7.2 苦情

JCQA又はJCQAが認証した組織の活動に関し、個人又は組織が回答を期待して行う不服の申立てで、異議申立て以外のものをいいます。

7.3 異議申立て及び苦情の取扱い窓口

異議申立て及び苦情の取扱い窓口は、JCQA管理部とします。

8. 認証組織の受けた苦情の記録

認証組織は顧客又は第三者から受けた活動、製品又はサービスに関する全ての苦情について、その苦情の内容とそれに対する措置の全ての記録を保管すると共に改善処置に関する文書化した手順を確立して頂きます。

また、JCQAが要求した場合は、苦情および対象MSに関する是正処置の記録を閲覧させて頂きます。

9. 認定機関・オブザーバー等の立会

認定機関がJCQAに対する審査のために、認証組織において実施する初回審査、維持審査又は更新審査の立会いを申し出た場合は、その立会に同意して頂きます。また、当日、認定機関に対象となるマネジメントシステム文書(マニュアル等)を貸与していただきます。

また、弊社の審査員に対する教育・訓練の機会として実際の審査の場を利用しており、弊社のオブザーバーの参加について、ご同意を頂いた上で実施することがあります。

10. 審査へのコンサルタントの参加

コンサルタントが審査に同席する場合には、オブザーバーとしての役割に限定し、発言などは控えていただきます。

11. 変更の通知

認証に使用する規格の要求事項を継続的に満たすマネジメントシステムの能力に影響を与える可能性のある次の事項について、遅滞なく「登録内容変更届」(JCQAホームページに様式を掲載、前述)で通知していただきます。

- 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権
- 組織及び経営層(例えば、重要な管理層、意思決定、又は専門業務に携わる要員)
- 連絡先及び事業所
- 認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲(認証対象及び範囲)
- マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更
- 審査対象人数(大幅な変更の場合のみ)

注:3. 3の特別審査を実施することがあります。

12. 認証の取り下げ

審査に関する契約書を締結後、当該契約を廃棄解除する場合は、組織の代表者が当該契約を廃棄する旨、JCQAに文書にて通知して下さい。JCQAより解除通知用紙「審査登録契約解除届」を送付します。

認証登録後に契約を廃棄解除する場合は、その解除日以降、ホームページ、名刺、封筒、便箋、広告、会社案内、製品カタログ等へのJCQA適合マークや、JAB認定シンボルの使用、認証書の公表、使用及び認証の引用は禁止します。また、認証書は認証解除日から1週間以内に返送願います。

申請料金及び基本料金は契約締結にJCQAで要した諸費用として申し受けます。

## JCQAの権利と義務

13. 認証の一時停止とその解除

(1) JCQAは次のような事態が発生した場合、認証組織に対し認証登録の一時停止を行います。また、その際は新たな利害関係者に対するJCQA適合マーク、JAB認定シンボルの使用中止及び認証の引用中止をお願いしますので、あらかじめご了承下さい。

- 認証制度の趣旨に反する行為があった場合
- 重大な不適合を確認して通告したが、是正処置が講じられていない場合
- 認証書並びに適合マーク等に誤使用があった場合
- 契約書の内容に対する違反があった場合
- 認証組織が審査登録した事業内容を有意に変更した場合
- 審査あるいは維持・更新審査等における訪問が妨げられるか、または阻止された場合
- 認証組織のマネジメントシステムに発生した重大な変化が報告されなかった場合
- 料金滞納のような基本的な認証契約違反があった場合
- 重大な法令違反があり、所定時間以内で是正できない場合(EMS、FSMS、EnMS、OHSMS の場合)
- 認証組織から所定の書面にて一時停止の申し出があった場合

(2)　所定の手続きを経て一時停止の解除を行います。その際は、一時回収した認証書を返却し、JCQA適合マーク、JAB認定シンボルの使用、認証書の使用及び認証の引用を認めるとともに、認証を再公表します。

14.　認証の取り消し

JCQAは上記「13. 」の各要件に該当し、かつ、JCQAが要求した期間内に修正、不適合の除去、是正処置が有効に実行されなかった場合は、認証組織に対し認証の取り消しを行い、認証書の回収およびJCQA適合マーク、JAB認定シンボルの使用、認証書の使用及び認証の引用中止を求め、取り消しに関する情報を公開致します。

尚、認証の取り消し後、改めて認証を申請する場合には、新規に申込書を提出し、初回登録として申請をしていただきます。

15.　認証範囲の変更(縮小)

一部の認証範囲に関する認証要求事項について常習的又は重大な不適合があった場合、要求事項に適合しないこれらの部分を除外するため組織の認証範囲を変更(縮小)することがあります。

## 共　通

16.　機密保持

JCQAは現行の法律上の要求あるいは関係する認定機関の要求がある場合を除いて、審査登録中にJCQA従業員および契約審査員等が組織から得られた全ての情報に関して、当該組織から文書にて了解を得ない限り、第三者に明かさない守秘義務を負います。

但し、次のものは除きます。

- JCQAが組織から当該情報を明かされた時点で、JCQAがすでにそれを保持していた情報
- JCQAが組織から当該情報を明かされた時点で、既に公知であったか一般に使用されていた情報
- JCQAが組織から当該情報を明かされた後に、JCQAが関与せずに公知となったか一般に使用されるようになった情報
- JCQAが正当な権利を有する第三者から守秘義務をともなわず入手した情報
- JCQAが組織から第三者に対する開示の承諾を事前に文書により得た情報
- JCQAが法律で第三者に開示するよう要求された情報。ただし、JCQAは組織に法律に従って開示する情報を通知する

17.　認証要求事項の変更

マネジメントシステム審査登録制度に係わる主要な変更を行う場合は、JCQA は十分な期間をおいて予告します。

18.　所轄裁判所等

本ガイドに係わる事項に関し、当事者間にて紛争が生じた場合は、双方で十分協議の上、その解決に努力することとします。

但し、その結果なお解決に至らなかった場合には訴訟を起こすものとします。この場合、法廷は原則東京地方裁判所とし、準拠法は日本法とします。

附属

「観察点の判定基準」

1. 不適合

マネジメントシステム規格の要求事項が満たされていない、又は意図されたアウトプットが達成されておらずマネジメントシステムの能力について重大な疑いを生じさせる状況。

また、関連の実務行為には問題が観察されないが、組織の構築したマネジメントシステムの一部あるいは全部が「(該当マネジメントシステム規格の要求に対応して組織が)明示した方針及び目標を一貫して達成できる」ようになっていない、あるいは、「該当マネジメントシステム規格の規定要求事項に適合」していない事項が観察され、いつ有効でない結果が発生してもおかしくはない、あるいは、当該マネジメントシステムが顧客や利害関係者に対する説明責任を果たせないと判断できる状況の時も、「不適合」とする。

初回審査にあっては、是正処置の有効性が確認されるまで、認証決定はできない。拡大審査にあっては、拡大範囲の不適合は、是正処置が確認されるまで、拡大範囲の認証はできない。維持審査又は更新審査の場合にあっては、速やかな是正処置を求め、期限内の是正処置ができない場合は認証の一時停止若しくは変更（縮小）の処置を行う。

2. 軽欠点

マネジメントシステム規格の要求事項又は組織が意図した事項に対し疑義はあるが、直ちに、意図されたアウトプットが達成されないという懸念はない場合。

例えば、マネジメントシステム規格の各要求要素の実行のための文書類の不備、若しくはその実施が不十分な状況。

本欠点が観察された場合、是正処置計画の提出を求め、適切と判断できれば登録の推薦または維持の報告を行う。次回の維持審査もしくは更新審査時に是正処置の状況を確認する。

3. 改善の機会

不適合事項、軽欠点事項以外の審査所見で、マネジメントシステムの改善がマネジメントシステムの更なる有効性の向上に結びつくと審査チームが判断したもの。
欠点ではないので、是正/修正処置は組織の判断で実施するか否かを決定する。

4. 第1段階審査観察事項

第1段階審査にだけ適用され、第2段階審査において、不適合として分類される可能性が懸念される点を伝え、第1段階審査観察事項として第1段階審査報告書に記載する。

付　図　　認証プロセス

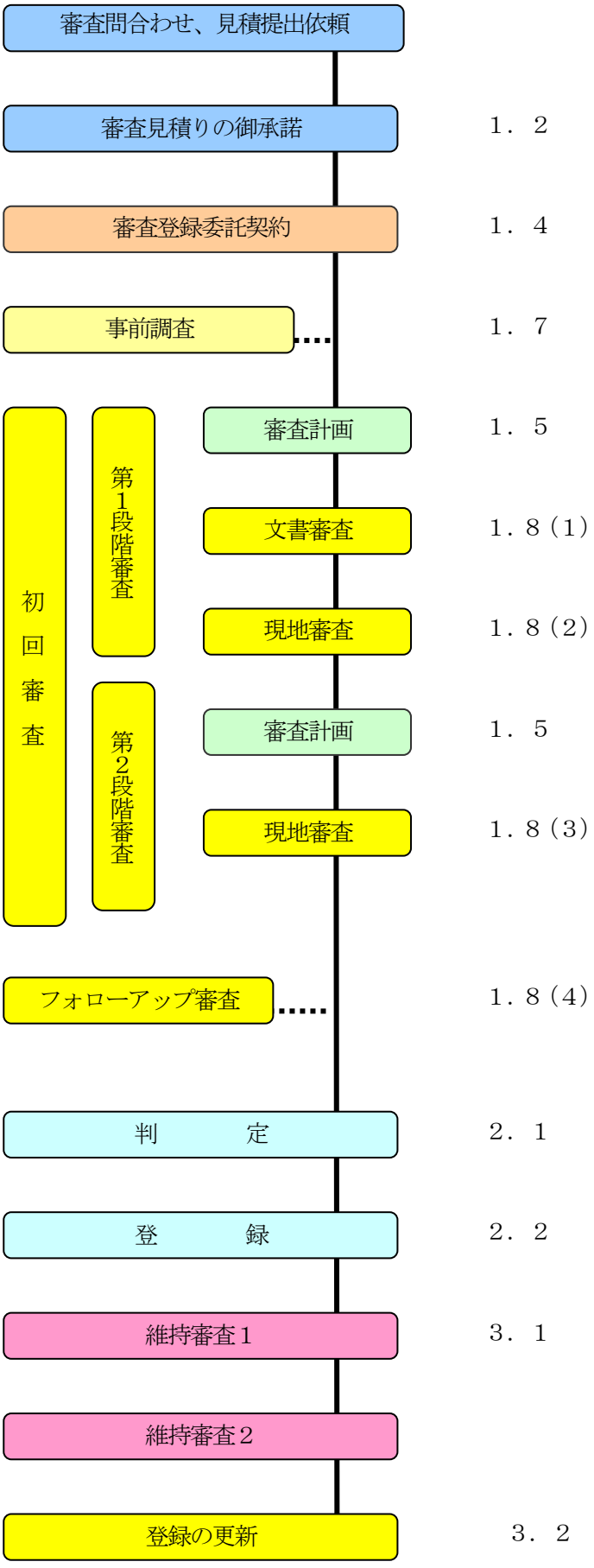
審査問合わせ、見積提出依頼
審査見積りの御承諾
1．2
審査登録委託契約
1．4
事前調査
1．7
初回審査
第1段階審査
審査計画
1．5
文書審査
1．8（1）
現地審査
1．8（2）
第2段階審査
審査計画
1．5
現地審査
1．8（3）
フォローアップ審査
1．8（4）
判　　定
2．1
登　　録
2．2
維持審査1
3．1
維持審査2
登録の更新
3．2

各マネジメントシステムに関する
事前依頼文書表

文書審査(関連文書提出)

下記の文書類を審査開始予定日の1ヶ月前までに審査チームリーダーまで送付願います。

| | |
|---|---|
| 品質マネジメントシステム(QMS)関連 | ・品質マニュアル<br>・組織図(人数入)<br>・主要手順書(担当審査員と協議) |
| 環境マネジメントシステム(EMS)関連 | ・環境マニュアル<br>・環境方針<br>・組織図(人数入)<br>・環境側面評価手順(書)<br>・登録／特定された「著しい環境側面」<br>・主要部署の環境影響評価結果<br>・内部監査結果記録<br>・マネジメントレビュー結果記録<br>・契約事項・環境情報確認書(JCQA 様式) |
| 食品安全マネジメントシステム(FSMS)関連 | ・食品安全マネジメントシステムの概要を記述した<br>・文書(例えば、食品安全マニュアル)<br>・食品安全方針<br>・組織図(人数入)<br>・食品安全に関わる文書(例えば、PRP、OPRP、ハザード分析結果、HACCP プラン、検証プラン、施設レイアウト図) |
| エネルギーマネジメントシステム(EnMS)関連 | ・マニュアル<br>・方針<br>・バウンダリー(システムの及ぶ範囲)<br>・組織図(人数入)<br>・主要手順書(担当審査員と協議)<br>・契約事項・エネルギー情報確認書(JCQA 様式) |
| 労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)関連 | ・労働安全衛生マニュアル<br>・安全衛生方針<br>・リスク評価手順(書)<br>・評価結果<br>・優先して管理するリスク<br>・法的要求事項一覧表<br>・組織図(部署毎人数入)<br>・事業所配置図<br>・契約事項等確認書(JCQA 様式)<br>・審査確認事項(JCQA 様式)<br>・災害件数(JCQA 様式) |

日本化学キューエイ株式会社
〒100-0011 東京都千代田区内幸町１－２－１　日土地内幸町ビル７階
TEL (03)3580-0951(代)　　FAX (03)3580-0954
URL　http://www.jcqa.co.jp

管-DC-2-５０３-０８-００